



新東三国 地区防災計画

避難所公開DAY
開催中
由にご覧ください

V. だれひとり 取り残さないために ～地域防災と個別避難計画～

1. 避難行動要支援者の避難行動支援に関すること	56
2. 淀川区における個別避難計画のすすめかた	56
3. 災害発生時の避難支援の流れ	57
4. 個別避難計画に地域がかかわる意義	57
5. 私の防災力チェックシート（避難行動要援護者編）_試作版	58
6. 私の防災力チェックシート（避難行動要援護者支援者編）_試作版	59

写真：新東三国地域「避難所公開DAY」2023.4.9

1. 個別避難計画とは

避難行動要支援者の避難行動支援に関する制度的な流れ

1 避難行動要支援者名簿の作成の義務化（平成25年）

東日本大震災の教訓として、障がい者、高齢者、外国人、妊産婦等の方々について、情報提供、避難、避難生活等様々な場面で対応が不十分な場面があったことを受け、こうした方々に係る名簿の整備・活用を促進することが必要とされたことから、平成25年の災害対策基本法（昭和36年法律第223号）の改正により、災害時に自ら避難することが困難な高齢者や障がい者等の避難行動要支援者について、避難行動要支援者名簿を作成することが市町村の義務とされました。

2 個別避難計画の作成の努力義務化（令和3年）

令和元年台風19号等の近年の災害においても、多くの高齢者や障がい者等の方々が被害に遭われている状況を踏まえ、災害時の避難支援等を実効性のあるものとするためには個別避難計画の作成が有効とされたことから、令和3年の災害対策基本法の改正により、避難行動要支援者について、個別避難計画を作成することが市町村の努力義務とされました。

令和3年 災害対策基本法の改正

（法第49条の14 個別避難計画の作成を市区町村の努力義務化）

出典：内閣府「避難行動要支援者の避難行動支援に関すること」

<https://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagyousei/yoshiensha.html>

2. 淀川区における個別避難計画のすすめかた

災害が起こった時に一人でも多くの命を救うために

1 個別避難計画とは

災害が発生した時に、要援護者一人ひとりに対しての避難を支援することができるよう、要援護者の状況や避難先、避難を支援する方などを記載したものです。平常時では、作成した個別避難計画をもとに避難の支援方法について考えることや、避難訓練を実施する等で活用します。

※避難支援は地域の支え合いに基づき行うものであり、個別避難計画を作成いただいた場合でも避難支援を行うことができない場合があります。

2 要援護者とは

災害発生時にひとりでは安全な場所に避難することが困難な次の方々を要援護者としています。

- ・ 介護が必要な方：要介護3以上、要介護2以下で認知高齢者の日常生活自立度Ⅱ以上
- ・ 日常生活に支援が必要な方：身体障がい1級・2級、知的障がいA、精神障がい1級、視覚障がい・聴覚障がい3級・4級、音声・言語機能障がい3級、肢体不自由（下肢・体幹機能障がい）3級
- ・ 医療装置が常に必要な方：医療機器等への依存が高い難病患者

3 要援護者名簿とは

大阪市として把握している淀川区内の要援護者のうち、個人情報提供について本人同意が得られた約4,000人が記載された名簿のことです。地域・区役所などで共有することで、日ごろの見守り活動に役立てており、大きな災害時には避難支援や安否確認のために活用します。【令和4年3月時点】

出典：淀川区,防災,「災害時要援護者支援の取り組み」

<https://www.city.osaka.lg.jp/yodogawa/page/0000567280.html>

3. 災害発生時の避難支援の流れ

一人ひとりに合わせて作成する個別避難計画

1 個別避難計画のポイント

1. 日頃の見守り：日ごろからコミュニケーションを取って、災害時の対応などを話合います。
2. 災害発生：災害発生時、まずは支援者ご自身ご家族の身の安全を確保します。
3. 避難支援開始：支援者ご自身や地域の自主防災組織などが保有している個別避難計画をもとに支援活動を開始します。
4. 安否確認・避難支援：要援護者へ電話や訪問にて安否確認を行い、避難の必要があれば、要援護者を個別避難計画に沿って、安全な場所へ避難誘導します。
5. 救護・引継ぎ：安全な場所への避難誘導後、自主防災組織の担当者や区役所職員などと連携し、状況に応じて可能な救護や医療機関へ引継ぎます。

出典：淀川区,防災,「災害時要援護者支援の取り組み」

<https://www.city.osaka.lg.jp/yodogawa/page/0000567280.html>

4. 個別避難計画に地域がかかわる意義

大阪市地域防災計画における避難行動要支援者に関する対策

1 計画における自助、共助、公助の重要性

大規模な災害が発生した場合、消防や警察等による支援体制（公助）が整うまでには一定の時間を要するうえ 人的体制を含めて対応能力等に限界がある。そのため、自らの命は自らで守り、支援が必要な者に対しては、地域で助け合う地域防災活動が重要である。効果的な避難行動要支援者の避難支援対策を行うためには、避難行動要支援者自身や家族による自助、及び隣人や友人など地域で備え助け合う共助を基本とし、それらに加えて公的機関による公助の三位一体の活動が必要であることから、自助、共助、公助の各役割分担を明確にするとともに、本市は、地域における自主防災組織による避難行動要支援者の避難支援の取組みが効果的に進展するよう自主防災活動の支援を行うことが重要である。（大阪市地域防災計画より）

2 避難行動要支援者（要援護者）支援の地域基盤

避難行動要支援者（要援護者）の避難支援を進めるにあたっては、見守り活動や声かけなど、普段から隣近所の身近な人たちの結束した取組みが災害時において地域の人材や物的資源を活かした総合力の発揮につながります。これらの平常時から災害時における一連の取組みを組織的、継続的に進めていくため、以下の事項について地域が主体となって取り組み、避難行動要支援者支援のための地域基盤を構築していくことが必要です。

- 自主防災組織の福祉体制の確立：地域福祉関係者の自主防災組織への参画
- 避難行動要援護者支援計画の策定：避難行動要支援者情報の収集・管理方法や、避難行動要支援者への個別支援内容、支援者の選出方法などに関するルールの策定
- 自主防災活動の実施：避難行動要援護者をはじめとしたより多くの住民参加のもとに実践的な防災訓練を地域ぐるみで実施

参考：大阪市,「大阪市避難行動要支援者避難支援計画（全体計画）」,平成 26 年 10 月改訂

<https://www.city.osaka.lg.jp/kikikanrishitsu/cmsfiles/contents/0000058/58401/1zentaikeikaku.pdf>

5. 私の防災力チェックシート（避難をする時に支援が必要な人）_試作版

5（そう思う）4（ややそう思う）3（どちらとも言えない）2（ややそう思わない）1（そう思わない）

No.	項 目	5段階自己評価
1	身近な人たちとのコミュニケーション 日頃から、隣近所等、身近な人たちとのコミュニケーションを大事にし、防災訓練や地域の活動などにも積極的に参加できています。	5 ・ 4 ・ 3 ・ 2 ・ 1
2	家屋の安全確保 家具の配置の工夫と固定等、家屋の安全対策を行っています。 自分自身や家族で作業が困難な場合は、隣近所へ協力を依頼できる関係性ができています。	5 ・ 4 ・ 3 ・ 2 ・ 1
3	生活用品と必需品等、生活するための必需品の確保 必要な生活用品、医薬品、医療器具、特殊な医薬品等のおおむね1週間分の準備ができています。	5 ・ 4 ・ 3 ・ 2 ・ 1
4	災害情報の入手手段等の確認 日頃から、災害情報の入手方法について自身の状況に応じた可能な方法を確認し必要な機器の準備に努めています。 （おおさか防災ネット防災情報 メール（携帯電話）、テレビ、ラジオ、インターネット、ファクシミリ等）	5 ・ 4 ・ 3 ・ 2 ・ 1
5	災害発生時の状況の想定 防災マップや市民防災マニュアル等を参考に災害発生時の状況のイメージができています。	5 ・ 4 ・ 3 ・ 2 ・ 1
6	必要な支援内容等の発信 「自分でできること」「自分だけではできないこと」を明らかにして、災害時に必要な支援内容等を伝え、支援者や緊急時の受入れ機関などの具体的な支援内容を「避難支援プラン（個別計画）」として自主防災組織とともにまとめています。	5 ・ 4 ・ 3 ・ 2 ・ 1
7	日本語に不慣れな外国人等における防災情報等の習得 居住地域の避難所や避難経路の把握、確認に努めています。	5 ・ 4 ・ 3 ・ 2 ・ 1
	災害に関する基礎知識、必要な日本語の習得に努めています。	5 ・ 4 ・ 3 ・ 2 ・ 1
	日本語の理解度や必要な支援内容等を記載した連絡カード等を用意し、自らの状況を知らせる手段を確保しています。	5 ・ 4 ・ 3 ・ 2 ・ 1
8	災害時の対応 ひとりで避難が困難な場合等は、自らの所在を周囲へ知らせ、助けを求める準備ができています。	5 ・ 4 ・ 3 ・ 2 ・ 1
9	判断力と体力の維持 最適な避難行動と避難生活のための判断力と、様々な困難に耐えうる体力の維持に努めています。	5 ・ 4 ・ 3 ・ 2 ・ 1
10	避難せず自宅で生活するとき 地域防災拠点に避難しないことを近所の人に伝えます。避難生活では、水、食料、援助物資の供給などの情報を知らせてもらえるようお願いしています。	5 ・ 4 ・ 3 ・ 2 ・ 1

参考：大阪市、「大阪市避難行動要支援者避難支援計画（全体計画）」、平成26年10月改訂

<https://www.city.osaka.lg.jp/kikikanrishitsu/cmsfiles/contents/0000058/58401/1zentaikeikaku.pdf>

6. 私の防災力チェックシート（避難の支援をすることができる人）_試作版

5（そう思う）4（ややそう思う）3（どちらとも言えない）2（ややそう思わない）1（そう思わない）

No.	項 目	5段階自己評価
1	災害ごとの支援の違い 避難行動要援護者の支援にあたっては、地震、水害などの災害ごとの対応ができています。	5 ・ 4 ・ 3 ・ 2 ・ 1
2	想定される被害の確認 防災マップ、ハザードマップや市民防災マニュアル等により想定される地域の被害の確認ができています。	5 ・ 4 ・ 3 ・ 2 ・ 1
3	居住家屋の状況及び家族の援助の有無 避難行動要援護者の居住家屋の状況及び家族の援助の有無の把握ができています。	5 ・ 4 ・ 3 ・ 2 ・ 1
4	個々の避難行動、避難生活等の考慮 避難行動要援護者それぞれの 特徴を十分踏まえた避難行動、避難生活などの考慮ができています。	5 ・ 4 ・ 3 ・ 2 ・ 1
5	医療機関等への移送等が必要な避難行動要援護者 医療機関や福祉機関への移送等が必要な避難行動要支援者については、移送手段や受入機関等との連携ができています。	5 ・ 4 ・ 3 ・ 2 ・ 1
6	支援者の選定 災害時に居合わせなかったり、支援者自身が被災することも想定されることなどから、複数人（または団体）を選定しています。 個別計画については、組織的に意思統一されていることなどがポイントです。	5 ・ 4 ・ 3 ・ 2 ・ 1
7	避難行動要援護者との共通認識 個別計画の作成を通じて、情報伝達方法や避難所となる施設の所在及び避難所で受けられるサービス内容等について、避難行動要援護者の理解を図るよう努めています。	5 ・ 4 ・ 3 ・ 2 ・ 1
8	最新の情報に更新 収集した情報を平常時の見守り活動等に活用することにより、要援護者の異動や状態の変化を常に把握して最新の情報に更新しています。	5 ・ 4 ・ 3 ・ 2 ・ 1
9	判断力と体力の維持 最適な自らの避難行動と避難生活と並行して行う要援護者支援のための判断力と、様々な困難に耐えうる体力の維持に努めています。	5 ・ 4 ・ 3 ・ 2 ・ 1
10	家族や大切な人との話し合い 災害時には、まずは自分の身の安全の確保と、家族や大切な人を守ることができて後の災害時要援護者の支援であることを家族や大切な人と共有しています。	5 ・ 4 ・ 3 ・ 2 ・ 1

自主防災組織は、収集した避難行動要支援者情報の台帳や名簿等への掲載について避難行動要支援者やその家族の了解を得て、個人情報保護を自主防災組織の代表者が責任を持って遵守し、地域実情に適した様式により管理します。

新東三国地域においては、淀川区役所との協定書に沿って支援計画を推進します。

（淀川区は災害時要配慮者を災害時要援護者と呼びます。）

参考：大阪市、「大阪市避難行動要支援者避難支援計画（全体計画）」、平成 26 年 10 月改訂

<https://www.city.osaka.lg.jp/kikikanrishitsu/cmsfiles/contents/0000058/58401/1zentaikeikaku.pdf>